

平成19年度第2回総合セキュリティ対策会議
(平成19年9月21日)
発言要旨

【事務局説明】

事務局より、平成19年上半期のサイバー犯罪統計等について説明。

【委員報告】

委員より、ホットライン運用ガイドラインの見直し検討について報告。

事務局： インターネット・ホットラインセンターは、運用開始1年間の通報受理件数が6万10件と想定より多く、今の体制を増強しないと効率的、効果的な分析等が難しい。そこで、今年度比2割アップ程度の約1億2,000万円の予算要求を行っている。

また、通報を見ると、有料サイト等の情報がなかなか寄せられてこない。そこで、会員制の有料サイト、出会い系サイト、違法情報及び有害情報がたくさん掲載されているようなサイト、この3つに重点を絞ったサイバーパトロールの民間委託費用として、約2,600万円の予算要求を行っている。

サイバーパトロールの民間委託先としては、例えば一般入札等の方法によって委託先を選ぶのか。約2,600万円では、民間委託するには非常に謙抑的な金額で、それで十分なのかどうかという気もする。

事務局： 契約等の詳細は検討段階だが、基本的には入札になるだろう。企画競争入札という形もあるかもしれないが、いずれにしても、能力がある希望する方をお願いする形になる。

予算額が少ないのでは、というご指摘については、新規事業であることや、10月から委託するので半年間で見込んでいるためである。

サイバーパトロールが対象とする会員制等の閲覧制限サイトは、ID、パスワードと一緒に通報されないとセンターでも中身の確認ができないが、ID、パスワードを関係窓口に転々と貸与することについて契約上の問題が発生しないかなどをクリアにする必要があるのでは。

事務局： 当然、法律や契約に反しない業務運営になることを想定している。

【事務局説明】

事務局より、インターネットにおける著作権法違反の主な態様について説明。

この言葉の整理、問題状況の整理を前提に、今後の議論を進めていきたい。

【委員説明】

委員より、Winnyネットワークの仕組み、ファイル公開者のIPアドレスを特定する可視化ツールについて説明。

これらはいくまで、今後対応策を議論をしていく上での一つの前提、素材という整理になろう。

ファイル交換ソフトによる著作権侵害は親告罪なので、氏名不詳でも告訴するということは可能。しかし、それだけでは検挙するのも困難というのが現状。もう一つは、特定人が継続して侵害しているような実態があるが、この侵害者への対応については、あまり手当がないのも現状。

ノードは日本国内だけではなく海外にも当然多数つながって存在していると考えられるが、法的にはどうなるのか。それから、IPアドレスを調べる際、国際展開する企業等は自前のアドレスを持っているので、完全にどこの国とまでは言い切れない部分があるのでは。

Winnyに関して言えば、海外にもないことはないが、基本的には日本語、日本に特化したソフトという側面がある。

現状として、WinnyとShareについては、公開のフリーズ・データベースで国の判別をしたことがあるが、98%程度は日本であり、微々たるものが中国、韓国、アメリカ、フランス等に散らばっているという状態。

著作権法は国によって違うので、ある国で罪でも別の国で同じとは限らないのでは。例えば、東南アジアのある国では、その辺の権利が確立されていないとも聞くので、逃げ道になったりしないか。

98%が日本に関わるというのは、重要な事実なのでは。

著作権に関する条約は基本的に3つあり、特にWIPOの条約が一番大きい。東南アジアもほとんどの国が加盟しており、世界規模では加盟していない方が少ない。その中の共通事項として、実際の送信権や複製権は、基本的な権利として保護されている。

細かい部分、例えば法執行機関の体制等で違いがあるだろうが。

それから、インターネット上の司法管轄については、ハーグの国際司法裁判所でも最終的な結論は出ていないと聞いている。

細かい技術の話だが、今日の可視化ツールでの検索はファイル名称によっているのか。

実際は、特定のキーワードだけを検索すると偏るので、拡散クエリということで、相手が持っているものを無作為に検索している。

人間が個別に見て指定するものなのか、それとも、キーワードを入れてマッチングしたらリストが出てくるようなイメージなのか。

中身を見て個別に指定はしないが、通常、ファイル名は中身が推測できるような名前がつけられている。例えば映画であれば、「映画」という言葉がまず間違いなくファイル名に入っている。

確かにキーワードでも引っかかるが、中身が正しいのかが問題。また、ファイル名にスペースがあったり、特有の言い回しにされていたりすると落ちてしまう可能性があるが、その辺は仕方がないと考えているのか。

そのとおりだが、特定の言い回しも広く知られたものでない Winny ユーザー間で流通しないので、それは考慮する必要は低いと考えている。

システムの限界の話になるが、現実問題として、どの程度の対警告能力があるのか。相当量の怪しいファイルの中身まで見るとなると、結構マンパワー的なものが必要になってくる。したがって、警告をするにしても限界があって、その辺はどの程度の処理能力なのか。

過去に、警告メールの送信をプロバイダの方をお願いした際、種々の作業が発生したと聞いており、マンパワーとコストはかかると考えているが、Winny のネットワーク自体が大きすぎるため具体的な数値は未知数である。

言葉遣いの話だが、Winny による著作権侵害は、Winny や Share というファイル交換ソフト技術が悪いのではなく、それを使った不正なアプローチが悪いということを明確にしないと、議論が危ない方向に行くのかなと思う。

その点は、一貫して示しているとおり、あくまでも著作権侵害行為が悪いことが前提。この会議として、今あるツールや、警察の関連でどこまでコミットできるかということに議論は収斂していくと思う。

【事務局説明】

事務局より、今後の対応等の方向性について説明。

著作権の侵害は、著作権団体にとっては大きな問題だが、利用者にとって一番大きいのは情報流出ではないか。Winny といった P2P ソフトを入れることにより情報流出の可能性があることにも触れておかないと、一部の人の興味しか引かないのではという印象がある。

著作権侵害を考える上で、Winny は非常に深刻な問題だとは思いますが、例えばある動画掲載のサイト等も、今後深刻な問題に発展するのでは。Winny 以外の著作権侵害の可能性のあるものを、今回の議論から除外するのか包含した形で進めるのかも議論の余地はあると思う。

ファイル交換ソフトに限らず、議論の幅をネット全般の著作権侵害に広げることも考えられるし、逆に、ファイル交換ソフトの問題性という方向に光を当てると、情報流出の問題も関わってくるという感じか。

事務局： 議論の幅はたくさんあるが、本年度会議の中で全体をこなせるかという問題もある。当初の予定は、表題のとおり、ファイル共有ソフトを利用した犯罪ととらえたとき、被害の最も大きい著作権侵害の部分にターゲットを絞って出発している。御意見については、時間的制約等も踏まえつつ整理はしてみたいと思う。

議論として2つあると思う。今回のテーマは、一般国民から見れば警察が Winny 問題に本気で取り組んでいる一つの大きな動きに見えるはずで、Winny による著作権問題という切り口は正しいと思っている。

一方で、確かに今後日本のエースとなる産業で約100億円もの被害が出ているのは問題だが、一般企業にとっては、情報漏洩も著作権侵害に比肩し得るぐらいの損害が出ていると思う。

今回の方向性整理は最終報告書の一部になってくると思うが、そのストーリーとしては、情報漏洩等の大きな問題はあるものの今年 Winny による著作権侵害問題を攻める、という形にすれば全体として非常に納得が得られるのではないかと。企業の要望としては、著作権という絡め手ではなく、正面切って情報漏洩にも取り組んで欲しいという気持ちもあるだろうが。

1点目は、現状等の再整理が必要ということは賛成で、ファイル共有ソフトの利用者数、被害額とそれらの推計根拠等をもう少し明確にしていく必要がある。特に、総利用者数と著作権違反者の割合、流通ファイル総量と問題ファイルの割合等を客観データとして把握する必要があると思う。

2点目は、ファイル共有は著作権侵害で犯罪になるという注意喚起と、著作権一般に関する注意喚起は不可分であり、両方の対策を並行して進め、減少していくというのが正しい姿ではないか。

また、情報流出は、企業から見ると非常に有害な問題ではあるが、著作権法違反のような犯罪行為とは違う面が多数ある。これは、同じ Winny 問題でも異質な点と理解し、今回は、著作権法違反を切り口にした以上、まずはそこに特化して進めるのが良い。

もう1点。多分 P2P ソフトウェアによる著作権侵害の問題は、諸外国でも起きていると思うが、他国の対策についても、収集が可能なら参考とし

て利用できるのではないか。

情報漏洩の原因は Winny ではなくてウィルスにあり不可抗力的だが、著作権侵害はファイルを公開する人間に故意がある。流出情報が著作権侵害の場合は違法だが、企業情報等の場合は犯罪になるとは限らず性質が違おうと思う。

Winny 問題の別な観点としては、Winny ネットワーク自体がボット化され、スパムメール送信等に有償で時間貸しされている実態もあるらしい。技術的な話だが、流通しているファイルと同じハッシュ値を持つダミーデータを大量に放出することで、Winny の利用価値をなくすというジャミングという妨害方法がある。このようなやり方で違法コピーのソフトを入手する道具としての Winny の利用価値をなくすという発想もあるのでは。

それと、キー情報を保有するノードの IP アドレスが分かっても、実は単に中継ノードが仮想キーを流しているだけの場合もあり、直ちに公衆送信権侵害とまでは言えないのではないか。また、国内利用が 98% という話だが、中国や韓国等から日本に来て Winny でファイルを収集し、それを自国で売るといった話も聞いており、利用者が日本人だとも限らないのでは。

今後の対応の方向性を、この会議で全て細かく議論するのは難しいので、サブグループ等で技術的な問題、啓発の問題等を議論してはどうか。

2 つの事例が言われているが、3 つだろうと思う。つまり、ファイル共有、動画共有サイト、それから携帯上の違法サイト。

ただ、これらの中でも特異なのがファイル共有で、その特徴は匿名性が極めて高いこと。そういう視点から、まずここを切り口に議論していくのは正しい。残りは、時間的制約もあり優先順位を決めて議論してはどうか。

まず、前回意見が出ていた著作権法上の言葉や権利の整理については、大変良い資料を作っていただいた。

議論については、言葉の使い方や噛み合っていないと感じる点がある。

「共有」というのは、見に来た人が自由に見ることができる状態。「交換」というのは、意思を持って送らない限り交換できないので、これは明らかに送信者が意思を持って行なう状態。もう 1 つ、「同期」というのは、片方がアップしたら必ず相手も書き換えられるという状態。「交換」や「同期」は、皆さんも著作権法違反だと思えるはずで、そこは明解な認識だと思う。問題は、グレーな「共有」はどうなるかという点。

しかし、やはり Winny のように「共有」が無制限ということになると、基本的には同期と同じで、相手にファイルを送っていると解釈されても仕方がない。

したがって、対策の方向性としては、「共有」という概念はもともと著

作権となじまないということを明解にすべきだし、その点の国民に対する注意喚起がトップに来るべきでは。

それと、「ファイル同期ソフト」の方が分かりやすいかもしれない。

その点ははっきりしていて、共有・同期・交換である。一般に説明していく際は、わかりやすくする必要はあるかもしれないが。

(以上)